

大阪市東淀川区の選挙（期日前投票）に係る投票所事務従事者の選出方法について

大阪市東淀川区の選挙（期日前投票）に係る投票所事務従事者は、原則として公募による登録とし、雇用等に関しての公平性を担保するため、次のとおり投票所事務従事者の選出を行うものとする。

◆投票所事務従事者の選出方法（別紙フロー図あり）

- 1 登録台帳の登録順に選考順位をつけて、そのローテーション表の作成をしておく。
- 2 選挙が実施される際に、ローテーション表の順位が上位の候補者から、必要な人員数まで、郵送または電話にて依頼をする。
→この時点で採用とならなかった候補者の順位は後ろとなる。
- 3 必要な人員数に満たない場合は、ローテーション表の次の順位の候補者から順に、必要人員数に達するまで電話依頼を行う。
→この時点で採用とならなかった候補者の中で、電話が繋がりに断られた候補者は順位が後ろとなり、電話が繋がらなかった候補者の順位はそのままとする。
- 4 必要に応じて事務局が認める場合は、上記の選出方法によらず、協議のうえ別途従事者の確保を行う。
- 5 新規で登録された場合は、その時点で一番後ろの順位とする。